

熊本県立図書館木下文庫蔵『諸公卿画讃帖』について

——近世前期の歌仙画帖——

堀内実穂

はじめに

熊本県内には、未だ十分な調査研究のされていない古典籍や古文書類が数多く残されている。熊本県立図書館に寄贈されている木下文庫もその一つである。

木下家の先祖は加藤清正時代の刀工、左馬介清国に遡る。その後裔は菊池と伊倉（現玉名）の両家に分かれたが、木下文庫はこのうち伊倉の木下家、それも近代における当主である初太郎・助之父子の残した典籍・古文書が多く収められている。本稿で取りあげる『諸公卿画讃帖』もその蔵書の一つである。なお、本書原本には題名等が存しないが、ひとまず熊本県立大学文学部日本語日本文学科編『熊本県立図書館蔵 木下文庫典籍分類目録稿』（平成十七年）で付けられた仮題に従っておく。

一 書誌とその概要

まずは本書の書誌情報を簡単に記す。

番号 木下文庫／モキア四九九／文書／一八―四五

（ラベル）

装幀 折帖一冊（一五折）。

表紙 金欄緞子花菱模様。

書型 縦二三・〇cm×横二一・〇cm。

本書は木製の函に収納される。箱書きは以下のとおり。

〈上蓋表〉

〈上蓋裏〉

讚 諸公卿衆御毫

昼 六歌仙 三体

嘉永四辛亥歳

画 狩野寿石筆跡

大正七年十月

水上家より受 水上蔵

讚 右同御毫

贈 木下

夜 和歌絵合 十五番

春二月吉祥日需

画 林丘寺緋宮御筆

この箱書きによれば、この本はもと水上家のものであったが、大正七年十月に木下家へ寄贈されたという。大正七年時の木下家の当主は木下助之の長男・弥八郎であるから、本書は弥八郎の代に水上家から譲り受けたことになる。木下家と水上家の関わりとしては、弥八郎の妹・祥が慶応四年（一八六八）に水上四郎左衛門に嫁いだことが、熊本県立図書館木下文庫蔵『後年要録』によって知られるが、それが本書寄贈とどういった関わりを持つのか、詳細は明らかではない。

次に本書の構成について。本書が折帖であることは前述の通りであるが、その表裏両面に色紙類が貼り付けられているため、オモテ面十五折、ウラ面十五折という二部構成となる。箱書きによれば、オモテ面の方を「昼」の部とし、ウラ面の方を「夜」の部と称している。

また、「昼」の部はその形態・内容の違いから、さらに二つに区別することができる。よって本稿では「昼の部Ⅰ」「昼の部Ⅱ」「夜の部」という三部構成として捉え、それぞれについて見ていく。

二 昼の部Ⅰ

昼の部Ⅰは、いわゆる歌仙絵の形態をとっている。歌仙

絵とは、平安時代、紀貫之が選んだ六歌仙や藤原公任が選んだ三十六歌仙のように、和歌に優れた歌人を「歌仙」と呼ぶが、それらの肖像を描いたものこと。¹ 見開きの半面に、絵師・狩野寿石によって描かれた、古今集時代の六歌仙（僧正遍昭・在原業平・文屋康秀・小野小町・喜撰法師・大伴黒主）、新古今集時代の新六歌仙（九条良経・大僧正慈鎮・藤原俊成・西行法師・藤原定家・藤原家隆）の肖像画（縦二〇・〇cm×横一七・九cm、絹本）、もう半面に、それぞれの歌人の代表歌が書かれた和歌色紙が貼られる。また和歌色紙の左側には、その筆者名が書かれた金色の付箋、また右端には、その筆者に関する古筆家の極札（きわめだ）²が貼られている（図版1〜4参照）。

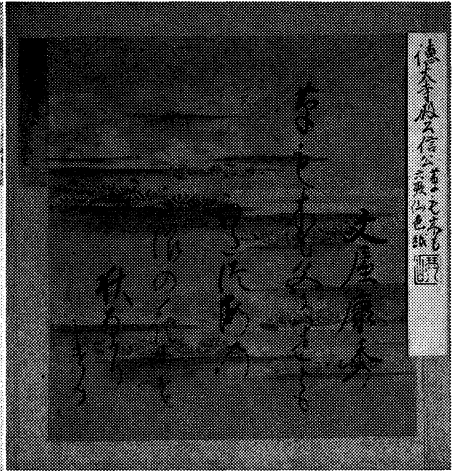
① 画者・狩野寿石

狩野寿石は、近世前期狩野派の表絵師で、字を敦信という。あるいは寿碩、秀信、外記とも名乗る。寛永十五年（一六三八）²、狩野永徳の弟子・狩野素川（信政）の子として生まれ、京都と江戸の間を往還、のちに浅草猿屋町に屋敷を拝領し、いわゆる猿屋町代地狩野家の地歩を固めた。³ 禁裡御殿、仙洞御所、江戸御本丸、大阪城、二條城などに作品を残している。享保元年（一七一六）没。享年七十九歳。

昼の部Ⅰの歌仙絵には、図版5のような落款（「外記」）



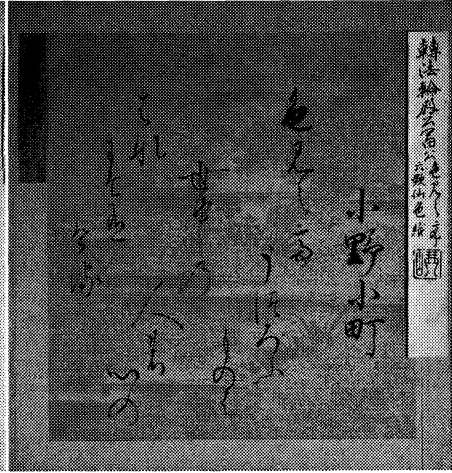
図版 2 昼の三折・裏



図版 1 昼の三折・表



図版 4 昼の四折・裏



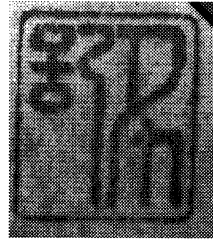
図版 3 昼の四折・表

が捺されている。中野雅宗『日本書画鑑定大事典』第一巻(図書刊行会・二〇〇六年)には「外記」を含む様々な落款が収載されているが、「諸公卿画讀帖」と同一のものは見受けられないので、新出かと思られる。

②和歌色紙筆者

極札に記された名前を参考に、和歌色紙の筆者を列記すれば次の通りである(番号は便宜上付したもの)。

- 1・九条兼晴
- 2・一条内房
- 3・徳大寺公信
- 4・転法輪公直
- 5・大炊御門経孝
- 6・久我広通
- 7・菊亭公規
- 8・花山院定誠
- 9・飛鳥井雅章
- 10・柳原資行
- 11・日野弘資
- 12・中院通茂



図版5

これらはいずれも、後水尾院後期の宮廷歌壇を構成した公卿たちである。常識的に考えて、彼らの在世期間が『諸公卿画讀帖』昼の部Iの成立した時期ということになる。そこで彼らの生没年を調査してみると、一番遅く生まれた一条内房が慶安五年(一六五二)四月十三日の生まれ。また一番早く没した久我広通が延宝二年(一六七四)四月十三日の没。よって、昼の部Iの成立はその間と推測される。但しこのような和歌執筆依頼が内房の幼少の頃になされるとは考え難いため、仮に内房の元服後とすると、万治三年(一六六〇)から延宝二年の間と考えられる。

ところで、先述のようにこれらの公卿たちは当時宮廷で盛んに行われた歌会に頻繁に出席する歌人たちでもあった。その点に注目して、さらに成立年次を絞り込んでみよう。

資料1は、島原市立図書館松平文庫に残る豊富な宮廷歌会資料を活用して、右記の公卿たちの宮廷歌会出詠状況を表にしたものである。調査対象期間は、先ほど見た一条内房と久我広通の生没年を基準として慶安〜延宝までとした。

さて、ここで特筆すべきところは、一条内房の歌会初出年が延宝元年(一六七三)であることである。他の人物がすでに歌壇の構成員であったことを考えれば、内房の場合

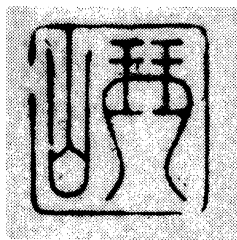
印などが見られるが、この記入法は、時代や鑑定者によっても様々である。

江戸時代の古筆蒐集ブームのなか、古筆の鑑定を專業としたのが古筆家である。古筆家の創設は元和（二六一五〜一六二四）の末年のことらしい。初代は了佐で、本家は一三代・了信まで古筆鑑定をした。それは昭和二〇年までのことである。分家では、昭和八年に一五代・了任が亡くなるまで古筆鑑定がおこなわれている。そして古筆本家で代々受け継がれてきた極印が、「琴山」印である。

ところで、昼の部Ⅰの極札にもこの「琴山」が捺されているが、古筆家何代目による極札かは定かではない。極札の裏面を見ることができればすぐに判明することであるが、現状では不可能である。しかし、前出の『古筆鑑定必携 古筆切と極札』（一〇六頁〜一一三頁）には、古筆家歴代の当主の極札の実例写真が多数掲載され、かつその様態や筆蹟の特徴が詳しく解説されているので、それを参考としながら、昼の部Ⅰにつけられた極札は古筆家何代目によるものかを推測したい。

まず「琴山」印の状態に注目してみよう（図版6参照）。

『諸公卿画讀帖』昼の部Ⅰのそれは、



図版 6

外枠の左上と右下に欠損が見受けられる。これと同じ欠損は三代・了祐以降見られる。但し二代・了栄の晩年に出来たものを受け継いだとも考えられる。

さらに四代・了周の頃になると、右とは別に、「琴山」印の外枠の右上にも欠損ができ、それが六代・了音、七代・了延の時代にははっきりとしたものになっている。これらから推測すると、昼の部Ⅰの「琴山」印は二代・了栄か三代・了祐、降っても五代・了珉までのものではないかと考えられる。

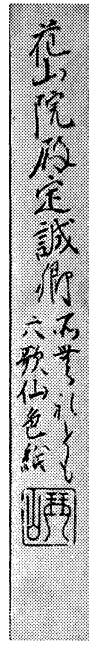
次に筆跡を見ていきたい。『古筆鑑定必携 古筆切と極札』の解説を参考に、二代・了栄から五代・了珉の筆蹟の特徴をまとめると以下ようになる。

二代・了栄―懐が広くふくやかな字形（寸胴）。横画の収筆がやや右下がり。筆線は全体的にやや細め。

三代・了祐―右払いの筆圧のかけ方。「殿」の偏の省略。了栄より引き締まった字形。筆線はやや太め。

四代・了周―堂々とした字体。全体として丁寧。
五代・了珉―筆線に太・細の差がよく見られる。

これらを踏まえ、もういちど実例写真の筆跡と昼の部Ⅰの極札の筆跡を対照させて見ると、二代・了榮か三代・了祐のものに似ている。しかし、細部に渡って見るならば、「殿」字の隣の切れ方やバランス、また「卿」の字の中央にある「艮」の部分をはっきりと書く三代・了祐よりは、この部分をくずして書く二代・了榮の筆跡により近い(図版7参照)。また、解説によれば三代・了祐の極札には雲



図版7

母が粗く撒かれているというが、昼の部Ⅰの極札にはそれが見られない。このことも、先の推測を補強するであろう。よって昼の部Ⅰの極札が了榮によるものであるとするならば、画・和歌色紙ともに了榮没の延宝六年(一六七八)十月八日以前に制作され、了榮による鑑定を経たものであったことになる。また、この結論は①②の考証とも矛盾を来さない。

以上、昼の部Ⅰについて見てきたが、この時代、主として大名や幕閣の要望で、三十六歌仙や百人一首などの歌仙絵が数多く制作され、その中で宮廷歌人が和歌書を担当しているものも数多く伝存する。嫁入り本などとして、贈

答用に持えられていたものであろう。近世初期における歌仙画帖の盛行について、松島仁「初期江戸狩野派の歌仙画帖―探幽、安信を中心に―」(『国華』第一二九八号、平成十五年十二月)では、次のように簡条書きにしてまとめておられる。特に重要と思われるその後半部のみ抜き書きしておこう(旧漢字は新字体に改めた)。

④和歌文学の復興を背景に、江戸時代初期、当時顕彰ムードの高まっていた藤原定家関連の主題を中心に、『百人一首』も含む多くの歌仙絵や歌絵が創造・復興された、

⑤その際、それら新しい和歌主題の絵画は多く画帖に描かれたが、この画帖こそは近世に入り、絵巻に代わって盛行した新しい画面形式であった、

⑥それら新しい主題の歌仙画帖は、探幽以下の江戸狩野派による新しいやまと絵様式によつて描かれている、

⑦そうした歌仙画帖は、『古典』的文化的の荷担者であった京都の公卿・門跡衆による和歌書も伴っていた、

⑧一方、そのような作品を享受したのは、主として独自の『古典』的文化を保持したいと願った將軍や大名以下の上級武家であった、

すなわち、宮廷における和歌文学の復興、武家階級の文化的台頭、江戸狩野派の展開などの諸要因が複雑に絡まって

いると見るものであり、要を得た説明と思われる。

松島氏も右記の論考の中で詳しい調査報告をしておられるが、歌仙画帖の身近な例としては、八代市立博物館未来の森ミュージアム松井文庫所蔵の『小倉山荘色紙和哥』がある。

本書は百人一首画讃帖で、和歌色紙の部分は、鷹司房輔をはじめとする五十名の公卿、親王らが各二首ずつを書き、画の部分は狩野安信、狩野時信、狩野益信、狩野常信らが二十五図ずつを描いている。また、本画帖には和歌色紙の筆者名を記した目録が付属しており、飛鳥井雅章によるその奥書によれば、当時の幕府大老・酒井忠清の求めに応じて制作され、寛文十年（一六七〇）三月中旬に完成したものである。酒井忠清が制作させたこの作品が松井家に伝来した経緯は分かっていないらしい。

本書を実見したところ、その制作に参加したメンバーの顔ぶれもさることながら、その装幀の豪華さは、本稿で扱っている『諸公卿画讃帖』の数段上をゆく。ともあれ『諸公卿画讃帖』も、そのような近世前期文化史が生んだ遺物の一つとして位置付けられるものである。

三 昼の部Ⅱ

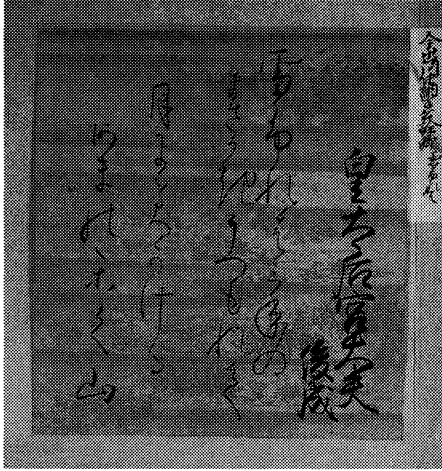
昼の部Ⅱは昼の部Ⅰに続いて、『諸公卿画讃帖』オモテ面を構成するものである。そこには三折に渡って、新古今時代の新六歌仙の和歌が書かれた色紙（縦一九・五cm×横一七・五cm）が貼ってあり、それぞれの色紙の右上に、その筆者の姓名および当時の官職の記された付箋（縦九・一cm×横二・〇cm）が貼られている。歌仙絵、古筆極札はない（図版8、9参照）。

付箋の記載をそのまま列記すれば次のようになる（番号は昼の部Ⅰからの通し番号）。

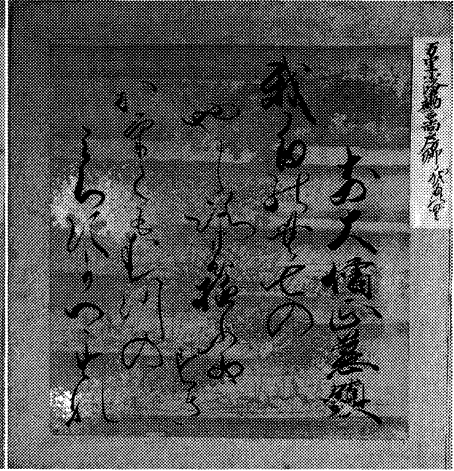
- 13・久我大納言惟通
- 14・万里小路中納言尚房
- 15・今出川中納言公詮
- 16・冷泉中納言為綱
- 17・園中納言基香
- 18・花山院中納言常雅

以上六人の公卿の官職に注目して、昼の部Ⅱが執筆された時代を絞り込んでみよう。

そこで『公卿補任』を利用し、付箋に記された官職と合致する年代を割り出すと、享保二年（一七一七）がその条件に近い。該当者のみ抜き出して左に記載する。



図版9 昼の十四折・表



図版8 昼の十三折・裏

権大納言	従二位	久我	源惟通
権中納言	従二位	上冷泉	同(藤) 為綱
	正三位	万里小路	同(藤) 尚房
		花山院	同(藤) 常雅
		今出川	同(藤) 公詮
従三位	園	同(藤)	基香

すなわち、この前年である享保元年には園基香はまだ中納言の位に就いておらず、享保二年十二月八日に着任。但し同年二月二日に冷泉為綱は中納言の位を退いているので、厳密に言えば、これらすべての官職を満たす期間は存在しないことになる。先ほど「近い」と表現したのはそのためであるが、いずれにしろ享保二〜三年の間が最もその蓋然性が高いと言いうことは許されよう。

四 夜の部

夜の部は、『諸公卿画讃帖』ウラ面を構成するものである。形態としては、見開きの半面に、定家ほか新古今時代の歌人の和歌が書かれた色紙（縦一六・三 cm × 横一五・三 cm）、もう半面に、その和歌の内容に見合った四季折々の風景を描いた淡彩画（縦一六・三 cm × 横一五・三 cm）が貼られている。和歌色紙の右端には、昼の部と同じく、筆者名の姓および官職が記された金色の付箋があるが、古筆極札はない（図版10→13参照）。

①画者・林丘寺緋宮

一折目ウラの風景画にのみ、その右側に、他の和歌色紙と同じく金色の付箋がついているが、それによれば、画は「林丘寺緋宮」によって描かれたものであるという。

林丘寺とは、「音羽御所」とも呼ばれ、後水尾天皇の第八皇女緋宮光子内親王が、洛北修学院離宮内に敷地を賜り開いた寺院。光子内親王について、皇族の系譜である『本朝皇胤紹運録』（『新校群書類従』第六〇巻所収）には次のように記されている。

林丘寺光子内親王（法名玄瑠。母逢春門院）

寛永十一年七月一日誕生。称朱宮。延宝八年九月十九日落飾。四十七。依父皇崩也。戒師天龍寺天外長老。天和二年於修学寺村建立観音堂。号聖明山林丘寺。享保十二年十月五日薨。九十四。十七日葬于一乗寺村葉山。号普明院宮。

これによれば、林丘寺光子内親王は、寛永十一年（一六三四）七月一日に後水尾天皇の第八皇女として誕生。朱宮と称した。母は逢春門院。後水尾院の崩御を機に延宝八年（一六八〇）九月十九日、天龍寺天外長老のもとで落飾し、玄瑠と号した。天和二年（一六八二）には先述のように修学院内に林丘寺を建立。享保十二年（一七二七）十月五日、九十四才で薨じ、普明院宮と号したという。

光子内親王の画業は少しく知られているようだ。例えば鐫木有子「光子内親王の作品について―林丘寺藏掛花図屏風を中心に―」（『美術史研究』第二〇冊、一九八三年）によれば、後水尾院在世の頃から文芸、絵画を好み、二代池坊専好から手ほどきを受けて掛花にすぐれていたという。天和二年（一六八二）林丘寺に入ってから、高泉をはじめとする黄檗僧たちとの交流はあったものの、公式の席に出ることはさげ、林丘寺のなかでひっそりと、みずからの好みによる作画、作仏などに毎日を通じたと伝えられる。

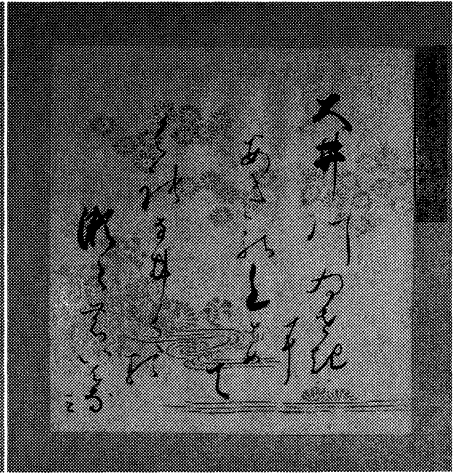
またパトリシア・フィスター『近世の女性画家たち』（中央公論社・一九九三年）によれば、光子内親王は若いうちから父親である後水尾天皇の影響で、仏教に魅了されており、現存の作品から判断して多作の画者であった。彼女は、専門の画家である狩野安信のもとで学び、絵は宗教的献身のみではなく、趣味的要素の濃いものであったと思われる。多くが寺院の収蔵品として遺っており、それらはおそらく賜品として献呈されたと考えられ、観音像を専らとしていた。人々の求めに応じて描いた観音図の数は、千余幅にも及んだと考えられる、という。

ところで鑄木氏によれば、光子内親王の作品には「庄頼」、「元瑤之印」の印章があるものとなないものがあるという。『諸公卿画讃帖』夜の部の画に印章は確認できないので、これが光子内親王の筆によるものと確定してよいかはこの時点では判断できないが、鑄木氏は光子内親王の筆づかいの特徴を三点あげておられるので、参考までに紹介しておく。

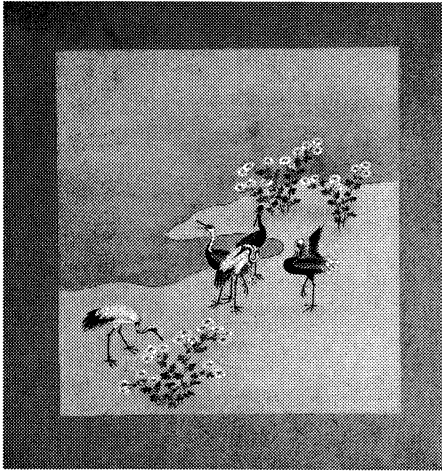
- ・ ていねいではあるが、筆勢が感じられない。
 - ・ 運筆がゆるやかで、ある程度の墨を含んだ幅のある線になるときこちなさがめだつ。
 - ・ 筆の入れ方と抜き方があいまいである。
- 仏画が多いというその画業の特徴からすれば、本作品はやや少ない部類に入れられるのかもしれないが、後考を待つ。



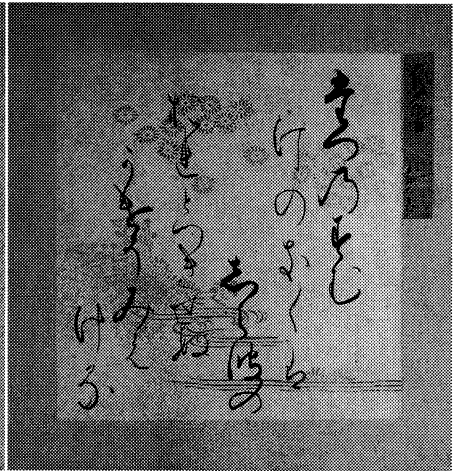
図版 11 夜の三折・表



図版 10 夜の二折・裏



図版 13 夜の十折・表



図版 12 夜の九折・裏

② 和歌色紙筆者

夜の部には一五枚の和歌色紙が貼られている。その右端には先述の通り筆者に関する情報が付箋として貼られているが、しかしそこには公卿の姓と官職、または親王の宮名のみしか書かれていないので、その特定を行わなければならない。

付箋の記載をそのまま列記すれば次のようになる(番号は昼の部Ⅰ・Ⅱからの通し番号)。

- 19・一条前関白
- 20・鷹司左大臣
- 21・近衛内大臣
- 22・九条左大将
- 23・二条大納言
- 24・大炊御門右大臣
- 25・花山院前内大臣
- 26・園儀同三司
- 27・久我大納言
- 28・中御門大納言
- 29・甘露寺大納言
- 30・兵部卿官
- 31・曼珠院官

32・青蓮院宮
33・妙法院宮

まずは30〜33の親王の特定を行う。「本朝皇胤紹運録」(前出)、「門跡伝」(弘化二年刊)によって調査すると、江戸前期在世の兵部卿宮・曼殊院宮・青蓮院宮・妙法院宮は、順に幸仁親王・良尚法親王・尊證法親王・堯恕法親王であることが分かる。それぞれの親王について、生没年を中心に簡単に紹介しておく。

幸仁親王(兵部卿宮) 後西天皇第二皇子。明暦二年(一六五六)三月十五日生、元禄十二年(一六九九)七月十三日没。

良尚法親王(曼殊院宮) 八条宮智仁親王第二王子、後水尾天皇猶子。元和八年(一六二二)十二月十六日生、元禄六年(一六九三)七月五日没。

尊證法親王(青蓮院宮) 後水尾天皇第一七皇子。慶安四年(一六五二)二月十日生、元禄七年(一六九四)十月五日没。

堯恕法親王(妙法院宮) 後水尾天皇第十皇子。寛永十七年(一六四〇)十月十六日生、元禄八年(一六九五)四月十六日没。

次に公卿の特定を行う。注目すべきものとして、19「一条前関白」の記述がある。一条姓で、一七〇〇年前後に関白の地位を退いた人物に当たりをつけて「公卿補任」を検索すると、天和二年(一六八二)二月二十四日〜元禄三年(一六九〇)正月十三日までの関白として在位していた一条冬経(昼の部Iに出ていた一条内房と同一人物)が浮かび上がる。したがって夜の部の和歌色紙が制作されたのは、この元禄三年正月十三日以後ということになる。

そこで、元禄三年以降で、付箋と合致する年代を再度調査したところ、元禄四〜五年のみが、右の諸公卿の官職の記載を満たす年代ということが判明した。該当者のみ抜き出して左に記載する。

左大臣	正二位	鷹司	同(藤)	兼潔
右大臣	[正二位]	大炊御門	同(藤)	経光
内大臣	従二位	近衛	同(藤)	家潔
権大納言	正二位	中御門	同(藤)	資潔
	従二位	甘露寺	同(藤)	方長
		久我	源通誠	
		九条	藤輔実	
		二條	同(藤)	綱平
前右大臣	正二位	一條	同(藤)	冬経

前内大臣〔正二位〕花山院 同〔藤〕定誠
准大臣 従一位 園 同〔藤〕基福

このうち、大炊御門経光が元禄五年十二月十三日に右大臣を辞しているから、先に見た上限を勘案すれば、夜の部の和歌色紙が制作されたのは、元禄三年から元禄五年までの間ということになる。そしてこれは光子内親王、および諸親王の生没年とも矛盾を来さない。

むすび

以上の考証を整理すれば、昼の部Ⅰの成立が延宝元年（一六七三）～同二年頃。昼の部Ⅱの成立が享保二年（一七一七）～同三年頃。夜の部の成立が元禄三年（一六九〇）～同五年頃となる。そしてこれらの各部位が『諸公卿画讃帖』という一つの画帖として仕立てられたのは、三つの中で最も成立時期の遅い、昼の部Ⅱの享保二、三年頃がその上限である。

ところで、本書はまずオモテ面の昼の部Ⅰ、次にウラ面の夜の部、最後にまたオモテ面の昼の部Ⅱという順で制作されたことになり、その制作年代は延宝元年～享保二年までという四十年以上の幅が存在することになるが、どうし

てこのようなことが起こったのであろうか。そのはつきりした理由は明らかではないが、一つ考えられるのは、江戸時代の古美術商などが、それぞれ時代も目的も別々に拵えられていた画帖類を再編集したということである。箱書きによれば嘉永四年（一八五二）に水上氏がこれを求めているから、少なくともそれ以前にそれは行われたことになる。とはいえ、これはあくまでも推測である。この本が誰の要望で作成されたのか、またこの本が水上家から木下家へ贈られた経緯などは今後の調査に期すこととしたい。

注

- 1 森暢『歌合絵の研究 歌仙絵』（角川書店・一九七八年）、森暢『歌仙絵 百人一首絵』（角川書店・一九八一年）参照。
- 2 生没年は中野雅宗編『日本書画鑑定大事典』（国書刊行会・二〇〇六年）による。但し武田恒夫『狩野派絵画史』（吉川弘文館・一九九五年）には一六四四～一七一八とある。
- 3 朝岡興禎編『古画備考』巻四〇「狩野門人譜」による。
- 4 小松茂美編『古筆学大成』第二九論文1（講談社・一九九三年）二六八頁。
- 5 八代市立博物館未来の森ミュージアム『武家の婚礼

「八代・松井家のお嫁入り」(秋季特別展覧会図録、二〇〇四年)。なお松島氏論考参照。

〈謝辞〉

本研究は、平成十七年度・熊本県立大学後援会自主研究事業の一環として始められたものであり、川平敏文先生をはじめとする諸先生方、学部生の協力を得て進められました。また稿をまとめるに当たっては、八代市立博物館未来の森ミュージアムの山崎撰氏、玉名市立歴史博物館の村上晶子氏に多くの御教示を得ました。記して感謝申し上げます。

〔付録〕『諸公卿画讃帖』一覽

屋の部Ⅱ				屋の部Ⅰ																																
十八折表	十七折裏	十七折表	十六折裏	十六折表	十五折裏	十五折表	十四折裏	十四折表	十三折裏	十三折表	十二折裏	十二折表	十一折裏	十一折表	十折裏	九折裏	九折表	八折裏	八折表	七折裏	七折表	六折裏	六折表	五折裏	五折表	四折裏	四折表	三折裏	三折表	二折裏	二折表	一折裏	一折表	見返し	所在	
18	17	17	16	15	14	13					12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1														
秋かせたちぬ宮城の露の原	あはれいかに草葉の露のほるらむ	そら行月のすゑのしら雲	明はまたこゆへき山のみねなれや	秋こそ月のひかりなりけれ	あまのそら思へはかはる色もなし	雪ふれはみねのまさかきうつもれて	月にかけるあまのかく山	かけてもむつのみちにかへすな	我たのむ七のやしろのゆたすき	たればとはむはるのふるさと	あれははしかのはな園まれにたに	和歌	下もみちかつちる山の夕しくれぬれてやひとりしかの囀らむ	やまさくら戸の明けほのそら	名もさくら戸の明けほのそら	花の雪ちるはるのあけほの	みやのへに清水なかるやなき陰	しはしてこそたちとまりつれ	又やみむかたのよみのよさくらかり	なをいろふかきかみなつきかな	そむれともちらぬたもとにしくれきて	神代の月のかけその	あまの戸ををし明かたの雲間より	鏡山いさちよりみててゆかむ	よをうち山と人はいふなり	我いほはなごそ有ける	人の心のはなごそ有ける	色見えてうつろふものは世中の	浪の花にそ秋なかりける	草も木も色かはれともわたつ海の	我身ひとつはもとつみにして	月やあらぬ春やむかしのはるならぬ	たまにもめける春の柳か	あさみとり糸よりかけてしら露を	和歌	
西行法師	従二位家隆	権中納言定家	俊成	皇太后宮大夫	前大僧正慈鎮	後京極攝政	前太政大臣	作者	従二位家隆	前中納言定家	西行法師	正三位俊成	大僧正慈鎮	後京極攝政	太政大臣	大伴黒主	喜撰法師	小野小町	文屋康秀	在原業平	僧正遍昭	作者														
他	『新古今』300	『新古今』939	『新勅撰』256	『新古今』677	『新古今』1902	『新古今』174	『新古今』174	出典	『新古今』437	『新勅撰』94	『新古今』262	『慈鎮合』37	『新古今』5793	『新古今』1547	『古今』899	『古今』983	『古今』797	『古今』250	『古今』747	『古今』27	出典															
花山院中納言常雅卿	園中納言基香卿	冷泉中納言為綱卿	今出川中納言公詮卿	万里小路中納言尚房卿	久我大納言惟通卿	付箋	中院殿通茂卿	日野殿弘資卿	柳原殿資行卿	飛鳥井殿雅章卿	花山院殿定誠卿	菊亭殿公規卿	久我殿廣通公	大炊御門殿経孝公	軼法輪殿公富公	徳大寺殿公信公	一条殿内房公	九条殿兼晴公	極札																	
(1700) (1771)	(1691) (1745)	(1664) (1722)	(1664) (1722)	(1662) (1724)	(1687) (1748)	公卿	(1617) (1687)	(1619) (1679)	(1611) (1679)	(1639) (1704)	(1638) (1697)	(1626) (1674)	(1613) (1682)	(1620) (1677)	(1608) (1684)	(1652) (1705)	(1641) (1677)	公卿																		

夜の部		所在
一折裏	和歌	19
二折裏	いづも見し松の色かは初瀬山 さくらにももる春のしほ	19
三折裏	大井川ぬせきにあきの色とめて くれなゐくゝる瀬々のいはなみ	20
三折裏	夕されはへのあき風みにしみて うつら啼なり深草の里	21
四折裏	あすもこむ野路の玉川萩こえて 色なる波に月やとりけり	22
五折裏	池にすむ有明の月のあくる夜を をのか名しるくうきねこそなく	23
六折裏	雪のもるすまの関屋の板ひさし あけゆく月も光とめけり	24
七折裏	なかめあへぬほむけのかせのかたよりに 田面ふきこすみねのもみちは	25
八折裏	ゆきつるゝ賤か姿はみえわかて つまきのましは山路こゆなり	26
九折裏	たつのすむ汀のきくはしら波の おれとつきせぬかけそみえける	27
十折裏	はるの日にきしの青柳のうちなひき なかきよ契るたきのしら糸	28
十一折裏	花のかもかすみてしたふあり明を つれなくみえてかへる藤かね	29
十二折裏	なごの海の霞のまよりなむかは いり日をあらふ沖津しら波	30
十三折裏	ゆう波にゆる風をすくしき なごの目もかたぐく池の蓮はに	31
十四折裏	秋の田に庵さすししの菅をあらみ 月とともにもりあかすらん	32
十五折裏	山みつに老せぬちよをせきとめて をのれうつらふ白菊の花	33
十六折裏		
	作者	
	出典	
	付箋	
	公脚	